日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入について

川崎市教育委員会では、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでおります。

「災害共済給付制度」とは、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。この制度は、「国・学校の設置者(川崎市)・保護者」の三者が負担する互助共済制度で、契約に際しては保護者の皆様の同意のもとに手続きを行うことになっております。

加入については任意ですが、ほぼ全員の方から同意をいただいております。(令和5年度実績:99.5%)

お子様について、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度へ加入することに同意される方は、川崎市教育委員会あ ての同意書を学校に提出してください。なお、同意書は日本スポーツ振興センター災害共済給付制度へ加入及び申請時に 使用する以外の目的で使用することはありません。

◇共済掛金は・・・

義務教育諸学校の保護者の負担は460円になります。(共済掛金は年額935円。このうち川崎市が475円を負担。)

- ※生活保護世帯、就学援助受給世帯についての掛金は川崎市が全額負担します。
- ※掛金は変更されることがあります。

◇給付が受けられる場合は・・・

授業中や課外活動中はもちろんですが、休憩時間中、通学途中でのけが等も災害共済給付の対象となります。ただし、 給付事由が生じた日から2年以内に請求をしないと、時効により給付を受ける権利が消滅します。

なお、交通事故のように、他から損害賠償を受ける場合は対象になりません。

◇給付の基準は・・・

- 1 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の給付は、初診から最長10年間継続して受けることができます。
- 2 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅します。
- 3 他の法令の規程による支給等(例えば、ひとり親家庭医療費助成制度、小児医療費助成制度)を受けたときは、保険診療の医療費自己負担額に、保険診療の医療費総額の1割を加えた額が給付されます。
- 4 損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 5 生活保護法による保護を受けている児童生徒に係わる災害については、医療費の給付は行なわれません。(見舞金は 給付の対象となります。)

※裏面も必ず御覧ください。

年 月 日

加入に同意され	る方は、	同意書に記入し	ノ、(きり	1とり)	から	下を切り	り取っ	て学校へ提出して	ください。	
					L		-			
				(き り	ط	り)			· · — · — · — · — · —	— . — . —
					_					
			同		意		書	ŧ		
川崎市教育委員会	あて									
				<u>川</u> 山	市立					学校
					_		_			
					<u>年</u>	組_		児童生徒氏名		
上記児童生徒が川 こついての災害共済								スポーツ振興セン	ターとの間に、	この児童生徒

保護者氏名

◇給付の種類、額は・・・災害共済給付の給付基準は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条による。

	1-771		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
災害の 種類		災害の範囲	給付金額			
負傷		である事由が学校の管理下で生じたもので、療養 開の額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10 (その			
疾病	に要する費 令で定めて ・学校給食 ・溺水 ・	である事由が学校の管理下で生じたもので、療養 併用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省 いるもの 等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮 部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	うち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時の食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額			
障害	学校の管理 害	陛下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障	障害見舞金 4,000万円~88万円(通学中の災害は 半額)			
死亡		関下において発生した事件に起因する死亡及び上 直接起因する死亡 運動などの行為に起因する突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 3,000万円 (通学中の災害は1,500万円)死亡見舞金 3,000万円 (通学中の災害は半額)死亡見舞金 1,500万円 (通学中の災害も同額)			

[※]保険外診療等(整体やカイロプラクティックなど医療保険が使えない診療や差額ベッド代等)や、療養に要する費用の合計額が5,000円に満たないものなどは、給付の対象外です。

(注) 文書料について

災害共済給付金を請求する際に必要となる文書(医師等が作成したものや「医療等の状況」など)について、<u>医療機関</u>によっては文書料が発生し、有料で取り扱われることがありますが、その費用は自己負担となります。

※くわしいことは学校におたずねください。

[※]医療費等の給付決定に不服のある場合は、3か月以内に不服審査請求をすることができます。